

議案第162号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により、下記のとおり市道路線を認定することについて、同条第2項の規定により議決を求める。

平成28年11月30日提出

さいたま市長 清水 勇 人

記

路線名	延長 m	幅員 m	起 点	終 点	重要な経過地
A第831号線	100 85	4 00	さいたま市桜区大字 神田字作田194番 4地先	さいたま市桜区大字 神田字作田192番 8地先	
I第423号線	54 92	5 00	さいたま市南区太田 窪四丁目1573番 5地先	さいたま市南区太田 窪四丁目1576番 1地先	
J第479号線	88 05	4 50	さいたま市浦和区瀬 ヶ崎二丁目640番 18地先	さいたま市浦和区瀬 ヶ崎二丁目640番 21地先	
L第1299号線	99 19	4 00	さいたま市緑区大字 三室字原前1059 番12地先	さいたま市緑区大字 三室字原前1059 番17地先	
L第1300号線	110 11	5 00	さいたま市緑区大字 三室字原前69番5 1地先	さいたま市緑区大字 三室字原前60番4 地先	
12883号線	40 32	4 00	さいたま市北区盆栽 町466番25地先	さいたま市北区盆栽 町466番25地先	
22567号線	80 95	4 00	さいたま市見沼区大 字東門前字原390 番14地先	さいたま市見沼区大 字東門前字原393 番7地先	
22568号線	232 31	22 00 ～ 25 00	さいたま市大宮区天 沼町二丁目648番 1地先	さいたま市大宮区天 沼町二丁目735番 1地先	
41700号線	127 84	4 00 ～ 4 50	さいたま市西区大字 土屋字上谷410番 1地先	さいたま市西区大字 土屋字上谷404番 7地先	
1775号線	48 42	4 00	さいたま市岩槻区上 里一丁目3番5地先	さいたま市岩槻区上 里一丁目3番5地先	